

○学校関係者評価委員会規程

2009年4月22日

規程第810号

(趣旨)

第1条 この規程は、学校の教育活動その他の学校運営の状況に係る外部評価を行うため、学校法人立命館が設置する小学校、中学校および高等学校に置かれる学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、教育活動その他の学校運営の状況に係る自己評価結果の評価を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学校評議員

(2) 校長が必要と認めた者

2 前項第2号の委員には、評価を受ける学校の教職員を含めることはできない。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(定足数)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

(委員以外の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、一貫教育委員会が行う。

附 則

この規程は、2009年4月22日から施行し、2009年4月1日から適用する。

附 則（2015年3月18日 改廃手続の変更に伴う一部改正）

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2024年10月30日 委員会の組織変更に伴う一部改正）

この規程は、2025年4月1日から施行する。